

特別養護老人ホームききょうの里

(介護老人福祉施設、及び、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護兼用)

入所契約書

◇◆目次◆◇

第1章 総則 (第1条～第5条)

第2章 サービスの利用と料金の支払 (第6条・第7条)

第3章 事業者の義務等 (第8条・第9条)

第4章 契約者及び利用者の義務 (第10条)

第5章 損害賠償(事業者の義務違反) (第11条～第13条)

第6章 契約の終了 (第14条～第22条)

第7章 その他 (第23条・第24条)

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 桔梗会（以下「事業者」

という。）とは、_____（以下「利用者」という。）が特別養護老人ホームききょうの里（以下「ききょうの里」という。）の居室及び共用施設等を使用して生活し、事業者から提供される介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を受けたときに、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者によるその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用していただくとともに、第3条及び第4条に定める施設サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する施設サービスの内容（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙の施設サービス計画書に定めるとおりとします。

3 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。

3 事業者は、要介護認定有効期間中に1回若しくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ききょうの里において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第4条 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

(1) 食事の提供

(2) 居住の提供

(3) 契約者が選定する特別な居室の提供

(4) 契約者が選定する特別な食事の提供

(5) 利用者に対する理美容サービス

(6) 別に定めるところに従って行う利用者からの預貯金等の管理

(7) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

(8) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等の購入費

2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りです。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

（利用者等への説明）

第5条 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第6条** 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます一償還払い。）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
 - 3 前項の他、契約者は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く。）を事業者に支払うものとします。
 - 4 前3項に定めるサービス利用料金は1箇月ごとに計算し、契約者はこれを翌月指定日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
 - 5 1箇月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第7条** 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
 - 3 介護保険法等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
 - 4 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 5 第2項及び第3項の変更があった場合は契約者に事前に通知するものとします。
 - 6 契約者は、前項の変更不同意な場合は、本契約を解約することができません。

第3章 事業者の義務等

(事業者及び従業者の義務)

- 第8条** 事業者及び従業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 5 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度に変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
 - 6 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供について記録を作成し、それを3年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第9条** 事業者及び従業者は、施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第18条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合において、利用者

に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第4章 契約者及び利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第10条** 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、利用者がききょうの里の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

- 第11条** 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第12条** 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 契約者が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 契約者及び利用者が、事業者若しくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第13条** 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

- 第14条** 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりききょうの里を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) ききょうの里が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

第15条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第7条第6項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第16条 契約者は、事業者若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくは従業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくは従業者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6箇月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連続して3箇月を超えて病院又は診療所に入院した場合、若しくは入院が見込まれる場合。
- (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第18条 本契約が終了し、利用者がききょうの里を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取り扱い)

第19条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、利用者は3箇月以内に退院すれば、退院後も再びききょうの里に入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にききょうの里の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 利用者が病院又は診療所に入院した場合は、契約者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた利用料金を事業者へ支払うものとします。

(居室の明け渡し及び精算)

第20条 第14条により本契約が終了する場合において、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない

場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間は重要事項説明書に定める利用料金を事業者に対し支払うものとします。

- 3 契約者が第18条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1箇月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

(残置物の引取等)

第21条 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。

- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡し、相談するものとします。
- 3 事業者は、前項ただし書の場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

(一時外泊)

第22条 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者及び利用者は、外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中のサービス利用料金については、契約者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 群馬県沼田市横塚町957番地2
事 業 者 名 社会福祉法人 桔梗会
代表者氏名 理事長 生方 秀二 印

契約者 住 所

氏 名 印